

道路運送法第78条第3号の許可を受けた訪問介護員等と契約関係にある
一般乗用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者の皆様へ

～訪問介護員等の自家用自動車を含めた車両数に応じた運行管理者の
選任が必要になります（平成21年10月1日適用）～

- 道路運送法第78条第3号の許可を受けた訪問介護員等と契約関係にある一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。）の運行管理者の選任については、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第5項により、管理する事業用自動車及び自家用自動車の車両数に応じた運行管理者を選任しなければならないとされています。
- なお、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）附則第11条第2項により、平成21年9月30日までは適用しないこととされています。
- しかしながら、平成21年10月1日以降、上記経過措置が適用されなくなり、管理する事業用自動車及び自家用自動車の車両数に応じた運行管理者を選任すること等が必要になりますので、運行管理者資格者証の取得及び必要な数の運行管理者の選任等が行われるよう、取組みをお願いします。

記

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者

(1) 運行管理者の選任が必要な営業所

事業用自動車及び自家用自動車5両以上の運行を管理する営業所

(2) 選任すべき運行管理者の数

1. (1)の営業所が運行を管理する事業用自動車及び自家用自動車の数を40で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数

2. 特定旅客自動車運送事業者

(1) 運行管理者の選任が必要な営業所

乗車定員11人以上の事業用自動車の運行を管理する営業所並びに乗車定員10人以下の事業用自動車及び自家用自動車5両以上の運行を管理する営業所

(2) 選任すべき運行管理者の数

上記1. (2)に同じ

3. 運行管理者試験について

(1) 次回試験日

平成22年3月7日（日）予定

※ 次回試験の受験申請期間等については、平成21年11月下旬から12月中旬予定

(2) 受験資格

① 試験日の前日において、自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方。

② 独立行政法人自動車事故対策機構（旧：自動車事故対策センターを含む）において、平成7年4月1日以降の「基礎講習」を修了された方。

※ 運行管理者試験の日程及び申し込みについては、財団法人運行管理者試験センターにお問合せ下さい（<http://www.unkan.or.jp/>）。

※ 基礎講習の日程及び申し込みについては、最寄りの独立行政法人自動車事故対策機構の支所にお問合せ下さい。